

令和8年度「琵琶湖システム」つなぐプロジェクト
交流イベント企画・運営等業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度「琵琶湖システム」つなぐプロジェクト 交流イベント企画・運営等業務委託

2 目的

世界農業遺産「琵琶湖システム」に関連する取組や学習を行ってきた生産者や関係者、子ども・若者が、広く一般の方々も気軽に参加できる交流イベントにおいて自らの取組や学びの成果を発信することで、「琵琶湖システム」を次世代へ継承する機運を高めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務内容

(1) 企画

ア 開催日時の設定

- ・11月もしくは12月に開催すること。
- ・土日祝日に開催すること。

イ 開催場所の設定

- ・業務内容に適した会場を選定し、申込み手続きを行うこと。
＜参考＞ 令和5年度：アグリパーク竜王（蒲生郡竜王町山之上 6526）
令和6年度：えきまちテラス長浜（長浜市北船町 3-24）
- ・家族連れや若者が気軽に立ち寄り、楽しめる場所にする事。
- ・音楽を流すなど、賑やかな雰囲気を演出できる場所にする事。

ウ イベント名の設定

- ・「琵琶湖システム」のイベントであることが伝わる名称とすること。
- ・家族連れや若者が来場したくなる楽しそうな名称とすること。

エ 来場者数

- ・200人を目標とすること。

オ イベント内容の企画

(ア) リレートークの実施

- ・学生、生産者、事業者などが、日ごろの取組紹介や学びの成果を発表するリレートークを実施すること。
- ・登壇者（司会者、発表者）は発注者が手配する。
- ・登壇者は8組（25名程度）を予定し、観覧者も含めて40名程度が滞留できる場所を確保し、レイアウトすること。
- ・イベント会場内かつ他のブースとの回遊が可能な場所で実施できるよう準備・調整を行うこと。
- ・登壇者の昼食が必要となる場合は、受注者において手配すること。
- ・スクリーン、プロジェクタ、音響機材、長机、パイプ椅子等の備品を手配すること。

(イ) 試食ブースの設置

- ・県産農林水産物を活用したレシピを実際に調理し、参加者や来場者に提供するブースを1ブース以上設けること。
- ・出展者は発注者が手配する。
- ・提供する試食品の内容について、発注者および出展者、会場管理者と十分な協議の上決定すること。
- ・試食皿やカトラリー等、提供するために必要となる備品は、出展者と調整の上、必要に応じて受注者が手配すること。
- ・キッチン設備を有する会場、もしくは簡易調理（盛り付け、温め等）が可能な会場を手配すること。
- ・会場内に飲食可能なスペースを確保すること。
- ・出展者看板、長机、テーブルクロス、パイプ椅子等の備品を手配すること。

(ウ) 販売ブースの設置

- ・学生、生産者、事業者等による県産農林水産物および加工品の販売を行うブースを3ブース以上設けること。
- ・出店者は発注者が手配する。
- ・1ブースは米の販売兼試食ブースとし、炊飯が可能な仕様とすること。
- ・販売する商品の内容について、発注者および出店者、会場管理者と十分な協議の上決定すること。
- ・販売による売上金は全額を出店者に帰属させ、受注者の収益とはしないものとする。ただし、会場の規定により売上手数料等の支払いが必要な場合は、受注

者が各出店者から手数料を取りまとめて支払うものとする。

- ・出店者看板、長机、テーブルクロス、パイプ椅子等の備品を手配すること。

(エ) 展示スペースの確保

- ・「琵琶湖システム」関係や、他地域の農業遺産について発信する展示スペースを会場内に設けること。
- ・展示物については発注者が用意する。(ポスターやチラシ、パネル等の設置を想定。)
- ・パーティーション、長机等の備品を手配すること。

(オ) その他

- ・各ブースの出展・出店内容、ブース設置場所やコマ数を調整の上、会場のレイアウト設計を行い、配置図を作成すること。
- ・「琵琶湖システム」の構成要素である、農業、林業、漁業、食文化等のつながりが実感できるイベントとすること。

(2) 運営

ア 広告・宣伝の実施

- ・ポスターやチラシ、ウェブサイト、SNS、新聞広告、フリーペーパーなど、独自のノウハウや手法を活用し、広く周知を図ることができる広告媒体により効果的にイベントの告知を行うこと。なお、広告・宣伝方法について、事前に発注者の承認を得ること。

イ 関係者との調整

- ・保健所や消防等との協議、各種許可の届け出・申請等の手続きを行うこと。
- ・来場者等からの問い合わせ窓口(事務局)を設置し、業務に係る事項について速やかに報告・連絡・対応が可能な体制を整えること。
- ・発注者、イベント関係者(リレートーク登壇者、出展者、出店者)、および会場管理者と調整のうえ、リレートークの進行台本や出展・出店マニュアルを作成・配布し、事前説明を行うこと。
- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に業務を実行すること。スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者と調整すること。

ウ 保険の加入

- ・イベントでの事故や食中毒等の不慮の事態に備え、必要な保険に加入すること。

エ 当日の運営

- ・円滑な会場設営・撤去作業の進行および当日のイベント運営を実施すること。
- ・スタッフ用の運営マニュアルを作成すること。マニュアルには運営体制図を含め、当日の指揮系統を明確にしておくこと。
- ・会場内に本部を設置すること。本部内には、救急・救護等の初期対応に必要な装備品を手配しておくこと。
- ・屋外で実施する場合は、各ブースにテントを用意し、テントの設営・撤去を行うこと。
- ・来場者の誘導、整理、案内を行うこと。
- ・イベントで発生した廃棄物については会場管理者の指示のもと適正に処理を行い、会場の美化に努めること。
- ・イベントの様子を記録するため、各場面の詳細を写真で記録すること。
- ・関係者に対し、撮影した写真は発注者がHPやSNS、その他広報資料等において使用する旨を伝え、あらかじめ承諾を得ること。
- ・その他イベントの開催にあたって必要となる業務を全て包括して実施・対応すること。

オ 費用の支払い

- ・イベント開催に必要となるすべての費用を委託費に含めるものとする。
- ・リレートーク登壇者（司会者、発表者）の旅費、リレートーク司会者への謝金、料理の試食に係る費用、会場借り上げ費用、広告・宣伝に要する費用、保険料など、イベント開催に伴い発生する費用を委託費から支払うこと。なお、リレートーク発表者への謝金は不要とする。
- ・謝金については、積算根拠を明確にし、事前に発注者の承認を得ておくこと。

カ アンケートの実施

- ・イベント当日、来場者を対象にアンケートを実施し、集計、分析を行うこと。
- ・イベント終了後、イベント関係者（リレートーク登壇者、出展者、出店者）を対象にアンケートを実施し、集計、分析を行うこと。
- ・できるだけ多くの回答を得られるよう、形式やタイミング、案内方法などを工夫すること。
- ・アンケート内容は事前に発注者と調整すること。

(3) 独自取組

- ・その他、業務の目的達成のために効果的と考えられる独自の取組を実施すること。
実施にあたっては、滋賀県の農林水産物または生産者等を題材とし、イベント当日にその意図が来場者に伝わるような工夫をすること。
(例：ワークショップの材料を「滋賀県産のものです」と掲示する等。)

(4) その他

- ・業務内容の詳細は、受注者からの提案内容に基づき発注者と受注者で協議のうえ、決定する。
- ・災害等の不測の事態により業務の実施が困難となる場合には、中止する業務の実施に必要な経費に相当する代替業務の提案、見積書の再提出を行い、発注者と協議の上、可能な限り実施すること。ただし、代替業務の内容には必ず「琵琶湖システム」の要素を含めること。
- ・代替業務を含め、業務を実施できなかった場合は、発注者と協議の上、当該業務にかかる費用を契約金額から減額する。

5 成果物

(1) 数量等

ア 実績報告書（印刷物）1部（A4版）、およびそのデータ（メール等で提出）

イ 記録写真

※報告内容には、来場者数、イベント関係者（リレートーク登壇者、出展者、出店者）の人数および実施内容、ならびに4（2）カで実施したアンケート結果を含めること。

※テキストのファイル形式はPDFまたはword（文字情報が取得できる形式）、写真のファイル形式はJPEGとすること。

(2) 納入場所

滋賀県農政水産部農政課（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1）

(3) 納期

令和9年1月29日（金）

※ただし、5（1）イのデータについて、発注者の求めに応じて、上記の納期を待たず納品すること。この場合、納期や納品方法、成果物の使用にかかる取り決め事項等について、発注者と協議の上決定すること。

6 特記事項

- (1) 業務の実施にあたり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを発注者へ提出すること。
- (2) 業務の進捗を管理する責任者および連絡員（責任者と連絡員が同一でも可）を置くこと。
- (3) 業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (4) その他、業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、発注者と協議の上、定めること。